



融資あっせん 及び利子補給

町内の各金融機関等と協定を結び、排水設備等の改造工事のために資金を借り入れられる方に対して、一定の利率で融資あっせんを行い、その利子の額の1/2を補給します。

1. 融資額

- 10万円～60万円の範囲で町長が査定した額（1世帯に対して1回に限ります）

2. 融資あっせんの条件

- 家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者。
- 取扱金融機関の融資条件を満たしていること。
- 町税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- 下水の処理開始の公示の日から3年以内に完了する改造工事であること。
- 改造工事費を一時に負担することが困難であること。

3. 償還方法

- 融資金の償還方法は、融資を受けた月の翌月から毎月元利均等償還とします。ただし、いつでも繰上償還できます。
- 償還期間は、12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月のうちから選んでいただきます。

4. 融資申し込みの手続き

- ①「水洗便所改造資金融資あっせん申請書」を上下水道課に提出していただきます。（申請書の記入自体は本人にさせていただきますが、通常工事に取りかかる前に、排水設備指定工事店に「排水設備新設等計画確認申請書」を提出していただきますので、そのときに一緒に指定工事店から提出していただくようになります）
- ②融資の決定をした方に対して、町から「水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書」を送ります。
- ③町から交付される「融資あっせん決定通知書」と金融機関等が必要と認める書類を添えて、取扱金融機関等に借入申し込みをしていただきます。

5. 利子補給の申請の手続き

融資金を取扱金融機関等に完済すると、「水洗便所改造資金融資利子補給金申請書」を兼手町役場上下水道課に提出してください。（取扱金融機関については、上下水道課にお問い合わせください）

